下記の病院では登録や狂犬病予防注射済票の交付手続きができます。

☆動物病院（市内）

	病　院　名	所　在　地	電話番号
1	昭島動物病院	中神町１２６０	５４１－２５１０
2	カイ動物病院	昭和町５－１４－７	５４９－０１７７
3	かものはし動物病院	玉川町３－１７－１４	５４３－４３２１
4	こやま動物病院	拝島町２－１１－２７	５４４－０２４０
5	清水動物病院	拝島町５－１－３１	５４４－３８５４
6	梨の木どうぶつ病院	大神町３－２２－１１	５１９－５６１４
7	ＤＣＣ動物病院 カインズ昭島病院	つつじが丘２－８－５５	５００－５１５５
8	りきゅう動物病院	田中町１－２３－４	５４９－７６３７
9	多摩中央どうぶつ病院	福島町３－１－２	５１９－７８０９

☆動物病院（市外）

1	おおにし動物病院	立川市上砂町3-53-22	５３４－９７２８
2	マミー動物病院	立川市西砂町１－８０－８ﾌﾟﾚﾐｰﾙ105	５３１－３９１２
3	すみれペットクリニック	立川市一番町2-33-12 ﾗﾃﾞｨｰﾅﾏﾝｼｮﾝ102	５６９－６６１２
4	立川中央どうぶつ病院	立川市柴崎町２－７－６さかえビル1階	５１２－８５１０
5	すずめ野動物病院	立川市富士見町１－２３－７	５２１－０３２４

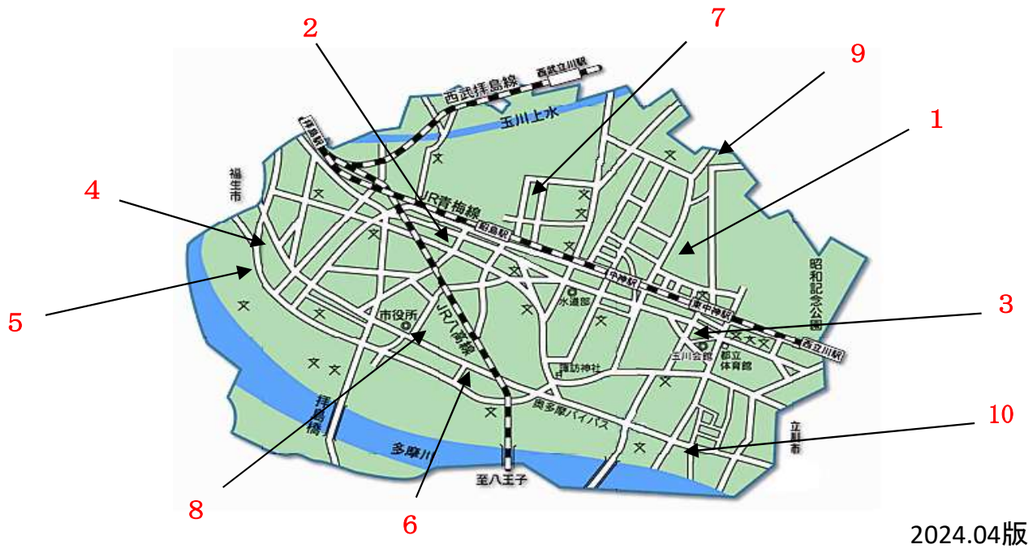

2024.04版

飼い犬と仲良く暮らすために

◇飼い犬の登録に関することは

昭島市環境部環境課

TEL　042-544-4336（内線2278）

◇ペットが亡くなったときの引取り（有料）は

昭島市清掃センター

TEL　042-541-1342

◇狂犬病および動物行政に関することは

東京都動物愛護相談センター　多摩支所

TEL　042-581-7435(日野市大字石田1-192-33)

飼い主の皆さんへ

人と犬が仲良く暮らし、他人に迷惑をかけないよう次のことを守りましょう。

◆ 愛情と責任を持って終生飼って

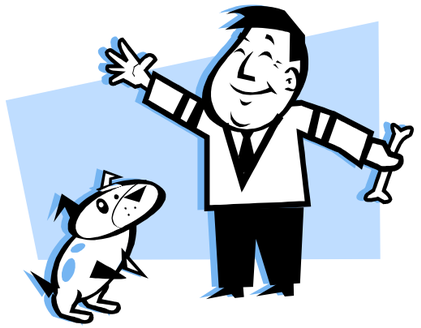

犬には毎日の食事、散歩やしつけ、そして適切な健康管理が必要です。これらの世話をしないと犬の健康を損ねたり、やたらに吠えるなどして他人に迷惑をかけることになってしまいます。また、当然ですが犬も年をとるわけですから、年齢にあった世話も必要になります。家族の一員として、愛情と責任を持って終生大事に育ててください。

◆ 犬は必ずつないで

犬は柵や囲いの中で飼うか、固定したものに綱か鎖でしっかりつないで飼ってください。また散歩に出かけるときは、リード（引き綱）を使用し、公園などでも放し飼いはやめましょう。犬をリードから放すことは、周囲の人に危害を及ぼすおそれがあり、都条例でも禁止されています。

◆フンは持ち帰る

散歩に出かけるときはスコップ・ビニール袋・ペットシーツを用意し、必ず持ち帰りましょう。他人の土地や公共の場所にフンを埋めたり投げ捨てたりするのは飼い主マナーに反します。フンをそのまま置き去りにするなど論外です。

散歩前にトイレは済ませましょう。

散歩中に犬がオシッコをしそうな時にはペットシーツを敷いてさせましょう。

◆身元の表示を

迷子になったとき飼い主のもとに戻れるよう、犬には鑑札・注射済票をつけることが義務付けられています。

※マイクロチップ情報登録犬はマイクロチップ番号が鑑札とみなされます。

登録と狂犬病予防注射の接種をお忘れなく

●犬を飼い始めたときは登録が必要です。登録の手続きは、犬を取得してから３０日以内に行い、鑑札の交付を受けてください。（マイクロチップ装着犬は登録情報の変更を行ってください。）（お飼いになる犬が生後９０日以内の場合は９０日を経過した日から３０日以内に手続きをしてください。）

●狂犬病の発生やその広がりを防ぐために、生後９１日以上の飼い犬には、狂犬病予防注射を毎年１回接種することが義務づけられています。

市では例年、獣医師会の協力を得ながら「集合注射」を実施していますので、この機会を利用するか、個別に動物病院で接種し、獣医師が発行する注射済証明書を環境課に提示して注射済票の交付を受けてください。なお、裏面に記載されている動物病院で接種した場合はその病院で注射済票の交付が受けられます。

※「集合注射」のご案内は、登録済みの飼い主に事前にハガキで連絡します。

◇登録・注射済票交付手数料

登録および鑑札の交付	3,000円	狂犬病予防注射済票の交付	550円
鑑札の再交付	1,600円	狂犬病予防注射済票の再交付	340円

◇次の場合も環境課へ

◆飼い犬が亡くなったとき。（電話連絡でも可。）
◆鑑札や狂犬病予防注射済票を紛失したとき。
◆市内で転居したときや飼い主が変わったとき。

マイクロチップ情報の登録制度

令和４年６月１日よりマイクロチップの登録制度が開始されました。マイクロチップを装着した犬を迎え入れた方は３０日以内にマイクロチップ情報の変更を行ってください。

マイクロチップを登録することにより、犬が迷子になったときや盗難や事故で飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取り、飼い主の情報と照合することで、飼い主のもとに戻ってくる可能性が高くなります。

犬に装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなされます。

詳しくは、マイクロチップ情報登録サイトをご覧ください。

https://reg.mc.env.go.jp/

こわい狂犬病・・・・なぜ登録や予防

犬から移る病気で一番恐ろしいものが狂犬病です。犬だけでなく、温血動物はすべて感染し、人は感染した動物にかまれてうつります。現代でも治療法はなく、人も動物も発症すると100%死亡してしまうことからも、ＳＡＲＳや鳥インフルエンザよりはるかに恐ろしい病気です。

日本では昭和32年以降流行はありませんが、世界では現在でも大半の国（地域）で発生しており、死者は年間5万5千人とも推計されています。人やものの国際物流が盛んな今日では、いつ外から進入してくるかわかりません。

狂犬病予防注射は、この恐ろしい病気を根絶させる唯一・最良の方法です。狂犬病予防注射はあなたの飼育している犬を守るとともに、人間を狂犬病から守るものです。犬が社会の中で暮らしていくために、狂犬病予防注射接種は飼い主の最低限の義務です。